

## 川崎市上下水道局給水用器材審議委員会設置要綱

(平成18年3月28日17川水工管第343号)

### (目的及び設置)

第1条 川崎市水道条例(昭和33年川崎市条例第18号)第6条第1項及び川崎市工業用水道条例(昭和31年川崎市条例第10号)第12条第1項の規定による指定を適正に行うため、川崎市上下水道局給水用器材審議委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定給水用器材 川崎市水道条例施行規程(平成22年川崎市水道局規程第1号)第13条第1項に規定する指定の範囲において用いる給水管及び給水用具並びにその附属用具をいう。
- (2) 工業用水道指定給水用器材 川崎市工業用水道条例施行規程(平成22年川崎市水道局規程第50号)第12条第1項に規定する指定の範囲において用いる給水管及び給水用具並びにその附属用具をいう。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行うものとする。

- (1) 指定給水用器材及び工業用水道指定給水用器材の構造及び材質の指定に関すること。
- (2) その他上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めた事項に関すること。

### (組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、水道部長をもって充てる。
- (2) 委員は、給水装置課長、水道管理課の危機管理・調整担当の担当課長、

水道計画課長、水道管路課長及び工業用水課長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうち、あらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、第3条各号に掲げる事項を調査審議させ、及び報告させるために部会を置くことができる。

2 部会長及び部会に属する委員は、第3条各号に掲げる事項に関係する職員の中から委員長が指名する。

(報告)

第8条 第3条各号に掲げる事項の審議結果は、速やかに管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、給水装置課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(川崎市水道局給・配水用器材等審査委員会取扱要綱の廃止)

2 川崎市水道局給・配水用器材等審査委員会取扱要綱(昭和52年3月1日52川水業給第38号)は、廃止する。

(川崎市水道局給・配水用器材等審査委員会取扱要領の廃止)

3 川崎市水道局給・配水用器材等審査委員会取扱要領(昭和52年3月1日52川水業給第38号)は、廃止する。

附 則(平成19年3月29日18川水工管第484号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日19川水工計第600号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日20川水工計第1176号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日21川水工計第1358号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日22川上水計第1525号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日23川上水計第1788号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日24川上水計第1751号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日26川上水計第2047号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日27川上水設第944号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日 28 川上水路第 662 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（指定給水用器材及び工業用水道指定給水用器材の構造及び材質の確認に関する要綱の廃止）

2 指定給水用器材及び工業用水道指定給水用器材の構造及び材質の確認に関する要綱（平成 22 年 3 月 31 日 21 川水工管第 551 号）は、廃止する。

附 則（平成 31 年 3 月 4 日 30 川上水路第 725 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 7 月 31 日 5 川上サ給第 451 号）

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。